

公益財団法人松口奨学会 選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、選考委員会(以下、「委員会」という。)の任務、構成、及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第4条第1項に掲げる事業の対象となる者、または事業遂行に必要な団体を選考する。

(委員)

第3条 委員会は、4名以上7名以内の委員(以下、「委員」という。)をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び有識者の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- 4 選考の対象者(事業遂行に必要な団体を含む)、並びに対象者が所属する団体(対象者が通学している大学・高校等)に利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 5 委員のうちには、当財団の評議員・理事・監事が2名以上含まれてはならない。
- 6 委員のうちには、委員のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、委員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 委員名は、公平性を担保するため原則として非公開とする。ただし、理事会において特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長1名をおくこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 5 委員長は、委員全員の同意を得た上で、必要があると認めるときは、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に変えることができる。この場合において、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対し、委員全員の同意を得て、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は原則として非公開とする。

(報告)

第7条 委員長は、選考結果を一定の期限内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席してその選考理由を説明しなければならない。

(公正義務及び秘密保持義務)

第8条 委員は、選考に際しては公正を保ち、選考の過程及び内容並びに委員の職務上知り得た情報については、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(報酬・費用の支給)

第9条 当財団は、委員に対し、職務遂行の対価として委員の委員会出席の都度、1日につき20,000円(源泉徴収税額控除後の金額)の報酬を支払う。

- 2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。
- 3 当財団は、委員がその職務の遂行にあたって支出し、または負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。
- 4 報酬・費用の支払いは、委員会等出席の都度、予め委員より届出のある本人名義の金融機関口座に振り込むことで行う。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当財団の事務局をもって構成する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長または常務理事が起案し、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。
- 2 この規程は、平成29年12月25日から施行する。